

## DSKスマート送金契約者受入方針

株式会社電算システム

当社は「資金決済に関する法律」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法令等に従い、以下の方針に則り、ご契約者様との「DSK スマート送金」(以下、本サービス)利用契約の締結を行います。

1. ご利用希望者様が次の条件を満たすこと。
  - (1) ご利用希望者様が法人格を有すること。
  - (2) ご利用希望者様が日本国内に本店又は営業所登記している企業、団体であること。
  - (3) ご利用希望者様が反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力と関わりのないこと。
  - (4) ご利用希望者様が行っている事業活動において、その取引が違法な取引に基づくもの、通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの、販売方法が違法であるもの、生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれがあるもの、その他公序良俗に反するものなど、本サービスを利用することがふさわしくないものでないと当社が判断できること。
  - (5) 本サービスを不正又は公序良俗に反して利用、又は法令に反して利用されるおそれがないこと。
2. ご利用希望者様が、本サービスを利用するために当社が定める「DSK スマート送金利用約款」に同意のうえ、当社が定める利用申込書を提出いただけること。
3. ご利用希望者様が本サービス利用申し込みの際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の定めに基づき、ご自身の登記簿謄本、又は印鑑証明書等の本人確認書類を利用申込書に添付して提出いただけること。また、近年のマネー・ローンダリングに係る規制強化により、本サービス利用中においても、当社が必要に応じ追加的に書類を要請する場合があることから、その主旨をご理解・ご協力いただけること。
4. ご利用希望者様が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の主旨をご理解いただき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止にご理解とご協力をいただけること。

以上